

改正

平成31年3月12日条例第8号

多良木町しごと創生支援住宅条例

(設置)

第1条 起業、雇用の創出又は就業のための技術の修得等（以下「起業等」という。）を検討している者（以下「検討者」という。）が、多良木町において起業等を実現させるための事業活動に使用する施設として多良木町しごと創生支援住宅（以下「支援住宅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 支援住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
多良木町しごと創生支援住宅	熊本県球磨郡多良木町大字久米2914番地

(管理)

第3条 町長は、支援住宅を常に良好な状態において管理しなければならない。

(使用の許可)

第4条 支援住宅を使用しようとする検討者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 支援住宅を使用することができる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員若しくはその関係者又はその利益となる活動を行う者が事実上参加していない者とする。

(使用期間)

第5条 支援住宅を連続して使用する場合は、90日以内とする。

2 支援住宅は、その使用期間を延長することができない。ただし、町長が特に必要と認める場合は、1回に限り、使用期間の延長を認めることができる。

(使用料)

第6条 第4条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の支援住宅の使用料は、別表のとおりとする。ただし、使用料の他に使用者に負担させることが適当である費用については、別に定める。

2 前項の使用料は、前納とする。

- 3 使用料の額は、別表に掲げる額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、その一部又は全部を返還することができる。
- 5 町長が特に必要と認めた場合は、使用料の一部又は全部を免除することができる。

（使用者の遵守義務）

第7条 使用者は、原則として町から支援住宅の鍵を受け取り、支援住宅を使用するものとする。

この場合において、使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 善良な管理者の注意をもって管理すること。また、支援住宅の鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- （2） 火気の取扱いに注意すること。
- （3） 備付けの備品、道具類等を適切に取り扱うこと。
- （4） 支援住宅の使用後は清掃等を適宜行うものとする。
- （5） ごみは、町長の指示に従い排出すること。
- （6） 支援住宅の使用期間が満了し、又は使用者が使用をやめるときは、直ちに支援住宅の鍵を町に返却すること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（制限される行為）

第8条 使用者は、支援住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 公序良俗に反する行為
- （2） 風俗営業及び風俗営業類似の業種を営む行為
- （3） 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業を営む行為
- （4） 各種法令に違反している行為
- （5） 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為
- （6） 政治活動その他これに類する行為
- （7） 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為
- （8） 支援住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- （9） 支援住宅内で動物の飼育をすること。

(10) 建物の建築又は工作物の設置

(11) 前各号に掲げるもののほか、支援住宅の使用にふさわしくない行為

(許可の取消し)

第9条 町長は、使用者に前2条の規定に違反する行為があったと認めるときは、第4条の許可を取り消すことができる。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者は、故意又は過失により支援住宅及びその設備を破損し、汚損し、又は滅失したときは、町長が相当と認める額の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、その額の全部又は一部を免除することができる。

(事故責任)

第11条 町長は、支援住宅が町長の責めに帰すべき事由により安全性を欠いている場合を除き、支援住宅内及び支援住宅敷地内で発生した事故に対して、その責任を負わないものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月12日条例第8号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

使用期間の区分	使用料	備考
1日 (使用者1名)	1日当たり1,000円	1日に満たない場合は、1日と
使用者1名追加ごと	1日当たり100円	みなす。